

外国人勤労者の雇用等に関する法律

[施行 2017. 7. 26]

[法律第 14839 号、2017. 7. 26, 他法改正]

雇用労働部（外国労働者担当官室）044-202-7145

HP - 法令 106

第 1 章 総則（改正 2009. 10. 9）

（目的）

第 1 条 この法律は、外国人勤労者を体系的に導入・管理することによって、円滑な労働力需給及び国民経済のバランスの取れた発展を促進することを目的とする。 [条文改正 2009. 10. 9]

（外国人勤労者の定義）

第 2 条 この法律で「外国人勤労者」とは、大韓民国の国籍を持たない者であって、国内に所在する事業または事業場において賃金を得ることを目的として就業し、又は就業しようとするものをいう。ただし、「出入国管理法」第 18 条第 1 項により就業活動ができる在留資格を受けた外国人であって、就業分野、在留期間等を考慮して大統領令で定める者は除く。

[条文改正 2009. 10. 9]

※大統領令（施行令）

（適用除外外国人勤労者）

第 2 条 「外国人勤労者の雇用等に関する法律」（以下「法」という。）第 2 条ただし書きで「大統領令で定める者」とは、次の各号のいずれか一つに該当する者をいう。

1. 「出入国管理法施行令」第 23 条第 1 項により就職活動ができる在留資格のうち 9. 短期就職 (C-4)、19. 教授 (E-1) から 25. 特定活動 (E-7) までの滞在資格に該当する者
2. 「出入国管理法施行令」第 23 条第 2 項から第 4 項までの規定により在留資格の区分による活動の制限を受けない者
- 3 「出入国管理法施行令」第 23 条第 5 項により在留資格 30. 観光就職 (H-1) の資格に該当する者として就職活動をする者

（適用範囲等）

第 3 条

（1）この法律は、外国人勤労者及び外国人勤労者を雇用し、又は雇用しようとする事業又は事業場に適用する。ただし、「船員法」の適用を受ける船舶に乗務する船員であって大韓民国国籍を持たないもの及びその船員を雇用し、又は雇用しようとする船舶の所有者に対しては、

適用しない。

- (2) 外国人勤労者の入国、在留及び出国等に関しては、この法律で定めるもののほか、「出入国管理法」で定めるところによる。

[条文改正 2009. 10. 9]

(外国人労働力政策委員会)

第 4 条

- (1) 外国人勤労者の雇用管理及び保護に関する主要事項を審議・議決するために、国務総理所属の外国人労働力政策委員会（以下「政策委員会」という。）を置く。
- (2) 政策委員会は、次の事項について審議し、議決する。
1. 外国人勤労者に関する基本計画の策定に関する事項
 2. 外国人勤労者を導入する業種、規模等に関する事項
 3. 外国人勤労者の送出ができる国家（以下「送出国家」という。）の指定及び指定取消に関する事項
 4. その他の大統領令で定める事項
- (3) 政策委員会は、委員長 1 人を含む 20 人以内の委員で構成する。
- (4) 政策委員会の委員長には国務調整室長を充て、委員には企画財政部・外交部・法務部・産業通商資源部・雇用労働部・中小ベンチャー企業部の次官及び大統領令で定める関係中央行政機関の次官を充てる。 <改正 2010. 6. 4, 2013. 3. 23, 2017. 7. 26.>
- (5) 外国人勤労者雇用制度の運営及び外国人勤労者の権利保護などに関する事項を事前に審議するために、政策委員会に外国人労働力政策実務委員会（以下「実務委員会」という。）を置く。
- (6) 政策委員会及び実務委員会の構成、機能、運営等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2009. 10. 9]

(外国人勤労者導入計画の公表等)

第 5 条

- (1) 雇用労働部長官は、前条第 2 項各号の事項を盛り込んだ外国人勤労者導入計画を政策委員会の審議・議決を経て策定し、毎年 3 月 31 日までに大統領令で定める方法により公表しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、前項にもかかわらず、国内失業の増加等雇用情勢の急激な変化により同項による外国人勤労者導入計画を変更する必要があるときには、政策委員会の審議・議決を経て変更することができる。この場合において、当該変更の公表方法に関しては、同項を準用する。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 雇用労働部長官は、必要な場合、外国人勤労者関連業務を支援するために調査研究事業を実

施することができる。これに関して必要な事項は、大統領令で定める。（改正 2010. 6. 4）

[条文改正 2009. 10. 9]

第 2 章 外国人勤労者雇用手続き（改正 2009. 10. 9）

（内国人求人努力）

第 6 条

- （1）外国人勤労者を雇用しようとする者は、「職業安定法」第 2 条の 2 第 1 号に基づく職業安定機関（以下「職業安定機関」という。）にまずもって内国人求人を申し込まなければならない。
- （2）職業安定機関の長は、前項に基づく内国人求人申込みを受けた場合には、使用者が適切な求人条件を提示できるように相談・支援し、求人条件を備えた内国人が優先的に採用されるように職業紹介を積極的に行わなければならない。

[条文改正 2009. 10. 9]

（外国人求職者名簿の作成）

第 7 条

- （1）雇用労働部長官は、第 4 条第 2 項第 3 号に基づき指定された送出国家の労働行政を所管する政府機関の長と協議し、大統領令で定めるところにより外国人求職者名簿を作成しなければならない。ただし、送出国家に労働行政を所管する独立した政府機関がないときは、最も近い機能を持った部署を定めて政策委員会の審議を受けた後に当該部署の長と協議する。
(改正 2010. 6. 4)
- （2）雇用労働部長官は、前項に基づく外国人求職者名簿を作成する場合には、外国人求職者の選抜基準等として活用することができるように、韓国語駆使能力を評価する試験（以下「韓国語能力試験」という）を実施しなければならない。韓国語能力試験の実施機関の選定及び選定の取り消し、評価の方法、その他の必要な事項は大統領令で定める。（改正 2010. 6. 4）
- （3）韓国語能力試験の実施機関は、試験に受験しようとする者から、大統領令で定めるところにより、手数料を徴収して使用することができる。この場合手数料は、外国人勤労者選抜等のための費用に使用しなければならない。（新設 2014. 1. 28）
- （4）雇用労働部長官は、第 1 項に基づく外国人求職者の選抜基準などとして活用するために必要な場合には、技術水準等労働力需要に適合する資格要件かどうかを評価することができる。
(改正 2010. 6. 4、2014. 1. 28)
- （5）前項による資格要件の評価機関は、「韓国産業人財公団法」に基づく韓国産業人財公団とする。資格要件評価の方法等必要な事項は、大統領令で定める。（改正 2014. 1. 28）

[条文改正 2009. 10. 9]

(外国人勤労者雇用許可)

第8条

- (1) 第6条第1項により内国人求人申込みをした使用者は、同条第2項による職業紹介を受けても労働力を採用できない場合には、雇用労働部令に定めるところにより職業安定機関の長に外国人勤労者雇用許可を申請しなければならない。(改正 2010. 6. 4)
- (2) 前項による雇用許可申請の有効期間は3カ月とする。ただし、一時的な経営悪化等で新規に勤労者を採用できない場合等においては、大統領令に定めるところにより、1回に限って雇用許可申請の効力を延長することができる。
- (3) 職業安定機関の長は、第1項による申請を受けたときは、外国人勤労者を導入するのに適した業種であること、導入すべき外国人労働者数その他の大統領令で定める条件に適する使用者に対して、第7条第1項による外国人求職者名簿に登録された者の中で適格者を推薦しなければならない。
- (4) 職業安定機関の長は、前項により推薦された者の中から適格な外国人労働者を選定した使用者に対して、遅滞なく雇用許可を行い、選ばれた外国人勤労者の氏名及び他の事項が記載された外国人勤労者雇用許可書を発給しなければならない。
- (5) 前項による外国人勤労者雇用許可書の発給及び管理などに関し必要な事項は、大統領令で定める。
- (6) 職業安定機関でない者は、外国人勤労者の選抜、斡旋その他採用に介入してはならない。

[条文改正 2009. 10. 9]

(勤労契約)

第9条

- (1) 使用者が前条第4項により選定した外国人勤労者を雇用しようとするときは、雇用労働部令に定める標準勤労契約書を用いて勤労契約を締結しなければならない。(改正 2010. 6. 4)
- (2) 使用者は、前項による勤労契約を締結しようとする場合には、これを「韓国産業人財公団法」に基づく韓国産業人財公団に代行させるようにすることができる。
- (3) 前条により雇用許可を受けた使用者と外国人勤労者は、第18条に規定する期間内で、当事者間の合意により勤労契約を締結し、又は更新することができる。(改正 2012. 2. 1)
- (4) 第18条の2により就業活動期間が延長された外国人勤労者と使用者は、延長された就業活動期間の範囲で勤労契約を締結することができる。
- (5) 第1項に基づく勤労契約を締結する手続き及び効力発生時期等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2009. 10. 9]

(勤労契約)

第9条

- (1) 使用者が前条第4項により選定した外国人勤労者を雇用しようとするときは、雇用労働部令に定める標準勤労契約書を用いて勤労契約を締結しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 使用者は、前項による勤労契約を締結しようとする場合には、これを韓国産業人材公団に代行させることができる。 (改正 2014. 1. 28)
- (3) 前条により雇用許可を受けた使用者と外国人勤労者は、第18条に規定する期間内で、当事者間の合意により勤労契約を締結し、又は更新することができる。 (改正 2012. 2. 1)
- (4) 第18条の2により就業活動期間が延長された外国人勤労者と使用者は、延長された就業活動期間の範囲で勤労契約を締結することができる。
- (5) 第1項に基づく勤労契約を締結する手続き及び効力発生時期等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2009. 10. 9]

(査証発給認定)

- 第10条 前条第1項により外国人勤労者と勤労契約を締結した使用者は、「出入国管理法」第9条第2項に基づき、当該外国人勤労者に代わって法務部長官に査証発給認定を申請することができる。

[条文改正 2009. 10. 9]

(外国人就業教育)

第11条

- (1) 外国人勤労者は、入国後において雇用労働部令に定める期間以内に大統領令で定める機関で国内就業活動に必要な事項を周知させるために実施する教育（以下「外国人就業教育」という。）を受けなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 使用者は、外国人勤労者が外国人就業職教育を受けられるようにしなければならない。
- (3) 外国人就業教育の時間と内容、その他の外国人就業教育に必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 10. 9]

(外国人勤労者雇用の特例)

第12条

- (1) 次の各号いずれかに該当する事業又は事業場の使用者は、第3項による特例雇用可能確認を受けた後、大統領令で定める査証の発給を受けて入国した外国人で国内において就業しようとする者を雇用することができる。この場合において、勤労契約の締結に関しては、第9条を準用する。

1. 建設業であって、政策委員会が日雇労働者の労働市場の状況、内国人勤労者の雇用機会を浸食する可能性及び事業場の規模等を考慮して指定する事業又は事業場
 2. サービス業、製造業、農業又は漁業であって、政策委員会が産業別の特性を考慮して指定する事業又は事業場
- (2) 外国人であって、前項に基づき同項各号いずれかに該当する事業又は事業場で就業しようとする者は、外国人就業教育を受けた後、職業安定機関の長に求職申込をしなければならない。雇用労働部長官は、これに関する外国人求職者名簿を作成・管理しなければならない。
- (改正 2010. 6. 4)
- (3) 第 6 条第 1 項により内国人求人申請をした使用者は、同条第 2 項による職業安定機関の長の職業紹介を受けても人材を採用できない場合には、雇用労働部令で定めるところにより職業安定機関の長に特例雇用可能確認を申請することができる。この場合、職業安定機関の長は、外国人勤労者の導入業種及び規模等大統領令に定める要件を備えた使用者に対して特例雇用可能確認をしなければならない。
- (改正 2010. 6. 4)
- (4) 前項により特例雇用可能確認を受けた使用者は、第 2 項の外国人求職者名簿に登録された者の中から採用しなければならず、外国人勤労者が勤労を始めたときは雇用労働部令に定めるところにより職業安定機関の長に届け出なければならない。
- (改正 2010. 6. 4)
- (5) 特例雇用可能確認の有効期間は 3 年とする。ただし、第 1 項第 1 号に該当する事業又は事業場であって工事期間が 3 年より短い場合は、その期間とする。
- (6) 職業安定機関の長は、第 3 項により特例雇用可能確認をした場合には、大統領令に定めるところにより当該使用者に対して特例雇用可能確認書を発給しなければならない。
- (7) 第 1 項に基づく外国人勤労者に対しては、「出入国管理法」第 21 条を適用しない。
- (8) 雇用労働部長官は、第 1 項により外国人が就業を希望する場合には、入国前に雇用情報を提供することができる。
- (改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 10. 9]

(参考) 「出入国管理法」 (抜粋)

(勤め先の変更・追加)

第 21 条

- (1) 大韓民国に在留する外国人が、その在留資格の範囲でその勤め先を変更又は追加しようとするときは、あらかじめ法務部長官の許可を受けなければならない。ただし、専門的な知識・技術または技能を持つ者として大統領令で定める者は、勤め先を変更又は追加した日から 15 日以内に法務部長官に届け出なければならない。
- (2) 何人も前項本文による勤め先の変更許可・追加許可を受けない外国人を雇用し、又は雇用を斡旋してはならない。ただし、他の法律により雇用を斡旋する場合には、この限り

でない。
(以下略)

[条文改正 2010. 5. 14]

第3章 外国人勤労者の雇用管理（改正 2009. 10. 9）

（出国満期保険・信託）

第13条

（1）外国人勤労者を雇用した事業又は事業場の使用者（以下「使用者」という。）は、外国人勤労者の出国等に伴う退職金支給のために外国人勤労者を被保険者又は受益者（以下「被保険者等」という。）とする保険又は信託（以下「出国満期保険等」という。）に加入しなければならない。この場合、保険料又は信託金は、毎月納付し、又は委託しなければならない。

（改正 2014. 1. 28）

（2）使用者が出国満期保険等に加入した場合は、「勤労者退職給与保障法」第8条第1項による退職金制度を設定したものとみなす。

（3）出国満期保険等の加入対象使用者、加入方法、内容、管理及び支給等に関し必要な事項は、大統領令で定め、支給時期は、被保険者等が出国した時から14日（在留資格の変更、死亡等により申し込み、又は出国した時以後に申し込む場合には、申請日から14日）以内とする。

（改正 2014. 1. 28）

（4）出国満期保険等の支給理由の発生により被保険者等が受け取る金額（以下「保険金等」という。）に対する請求権は、「商法」第662条の規定にかかわらず、支給理由が発生した日から3年間これを行使しなければ、消滅時効が完成する。この場合、出国満期保険等を取り扱う金融機関は、消滅時効が完成した保険金等を、1カ月以内に、韓国産業人材公団に移転しなければならない。

（新設 2014. 1. 28）

[条文改正 2009. 10. 9]

※商法第662号による保険金等の消滅時効の完成期間は、1年とされている。

（休眠保険金等管理委員会）

第13条の2

（1）前条第4項により受け継いだ保険金等の管理・運用に必要な事項を審議・議決するために、韓国産業人材公団に休眠保険金等管理委員会を置く。

（2）前条第4項により受け継いだ保険金等は、優先的に被保険者等のために使用しなければならない。

（3）休眠保険金等管理委員会の構成及び運営、その他の必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2014. 1. 28]

(健康保険)

第 14 条 使用者及び使用者に雇用された外国人勤労者に「国民健康保険法」を適用する場合において、使用者は同法第 3 条の使用者と、使用者に雇用された外国人勤労者は同法第 6 条第 1 項の職場加入者とみなす。 [条文改正 2009. 10. 9]

(帰国費用保険・信託)

第 15 条

- (1) 外国人勤労者は、帰国時に必要な費用に充てるために保険又は信託に加入しなければならない。
- (2) 前項による保険又は信託の加入方法、内容、管理及び支給等に関し必要な事項は、大統領令で定める。
- (3) 第 1 項による保険又は信託の支給理由の発生により加入者が受け取る金額に対する請求権の消滅時効、消滅時効が完成した金額の移転及び管理・運用等に関しては、第 13 条第 4 項及び第 13 条の 2 を準用する。 (新設 2014. 1. 28)

[条文改正 2009. 10. 9]

(帰国に必要な措置)

第 16 条 使用者は外国人勤労者が勤労関係の終了、在留期間の満了等により帰国する場合には、帰国する前に、賃金等の金品関係を清算する等必要な措置をしなければならない。

[条文改正 2009. 10. 9]

(外国人勤労者の雇用管理)

第 17 条

- (1) 使用者は、外国人勤労者との勤労契約の解約その他の雇用と関連した重要事項の変更等大統領令で定める理由が発生したときには、雇用労働部令で定めるところにより職業安定機関の長に届け出なければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 使用者が前項による申告をした場合、その申告事実が「出入国管理法」第 19 条第 1 項各号による申告理由に該当する時は、同項による申告をしたものとみなす。 <新設 2016. 1. 27.>
- (3) 第 1 項により申告を受けた職業安定機関の長は、その申告事実が前項に該当するときは、直ちに使用者の所在地を管轄する地方出入国・外国人官署の長に通知しなければならない。 (新設 2016. 1. 27)
- (4) 外国人勤労者の適切な雇用管理等必要な事項は、大統領令で定める。

<改正 2016. 1. 27.>

[条文改正 2009. 10. 9]

(就業活動期間の制限)

第 18 条 外国人勤労者は、入国した日から 3 年の範囲で就業活動を行うことができる。

[条文改正 2012. 2. 1]

(就業活動期間制限に関する特例)

第 18 条の 2

(1) 次の各号いずれかに該当する外国人勤労者は、前条の規定にかかわらず、1 回に限って 2 年未満の範囲で就業活動期間の延長を受けることができる。 (改正 2010. 6. 4、2012. 2. 1)

1. 第 8 条第 4 項による雇用許可を受けた使用者に雇用された外国人勤労者であって、前条による就業活動期間 3 年が満了して出国する前に使用者が雇用労働部長官に再雇用許可を申請した勤労者
2. 第 12 条第 3 項による特例雇用可能確認を受けた使用者に雇用された外国人勤労者であって、前条による就業活動期間 3 年が満了して出国する前に使用者が雇用労働部長官に再雇用許可を申請した勤労者

(2) 前項に基づく使用者の再雇用許可申請手続及びその他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4、2012. 2. 1)

[条文改正 2009. 10. 9) (施行:2012. 7. 2]

(再入国就業の制限)

第 18 条の 3 国内で就業した後に出国した外国人勤労者 (第 12 条第 1 項による外国人勤労者を除く。) は、出国した日から 6 カ月が経過しなければこの法律に基づいて再び就業することができない。 [本条新設 2012. 2. 1]

(再入国就業制限の特例)

第 18 条の 4

(1) 前条の規定にもかかわらず、次の各号の要件のすべてに該当する外国人勤労者であって第 18 条の 2 に基づき延長された就業活動期間が満了して出国する前に使用者が再入国後の雇用許可を申請したときは、雇用労働部長官は、当該外国人勤労者が出国した日から 3 カ月が経過すれば、この法律に基づき再び就業できるようにすることができる。

1. 第 18 条及び第 18 条の 2 による就業活動期間中に事業又は事業場の変更をしなかったこと (第 25 条第 1 項第 2 号により事業又は事業場を変更した場合には、再入国後の雇用許可を申請する使用者との勤労契約期間が就業活動期間満了日までに 1 年以上あること)
2. 政策委員会が導入業種及び規模等を考慮して内国人を雇用することが困難であると定める事業又は事業場で勤務していること

3. 再入国して勤労を始める日から効力が発生する 1 年以上の勤労契約を当該使用者と締結していること
- (2) 前項による再入国後の雇用許可申請と再入国就業活動に関しては、第 6 条、第 7 条第 2 項及び第 11 条を適用しない。
- (3) 第 1 項による再入国就業は 1 回に限って許される。再入国就業のための勤労契約の締結に関しては第 9 条を、再入国した外国人勤労者の就業活動に関しては第 18 条、第 18 条の 2 及び第 25 条をそれぞれ準用する。
- (4) 第 1 項に基づく使用者の雇用許可申請手続及びその他の必要な事項は雇用労働部令で定める。

[本条新設 2012. 2. 1]

(外国人勤労者雇用許可又は特例雇用可能確認の取消)

第 19 条

- (1) 職業安定機関の長は、次の各号のいずれか一つに該当する使用者に対して、大統領令に定めるところにより、第 8 条第 4 項に基づく雇用許可及び第 12 条第 3 項に基づく特例雇用可能確認を取り消すことができる。
 1. 偽りその他の不正な方法で雇用許可又は特例雇用可能確認を受けた場合
 2. 使用者が入国前に契約した賃金又はその他の勤労条件に違反する場合
 3. 使用者の賃金未払いその他の労働関係法違反等があり、勤労契約を維持することが困難であると認められる場合
- (2) 前項により外国人勤労者雇用許可又は特例雇用可能確認が取り消された使用者は、取り消された日から 15 日以内に当該外国人勤労者との勤労契約を終了しなければならない。

[条文改正 2009. 10. 9]

(外国人勤労者雇用の制限)

第 20 条

- (1) 職業安定機関の長は、次の各号のいずれか一つに該当する使用者に対して、その事実が発生した日から 3 年間、外国人勤労者の雇用を制限することができる。 (改正 2014. 1. 28)
 1. 第 8 条第 4 項による雇用許可又は第 12 条第 3 項による特例雇用可能確認を受けずに外国人勤労者を雇用した者
 2. 前条第 1 項により外国人勤労者の雇用許可又は特例雇用可能確認が取消しとなった者
 3. この法律又は「出入国管理法」に違反して処罰を受けた者
 4. その他の大統領令で定める理由に該当する者
- (2) 雇用労働部長官は、前項により外国人勤労者の雇用を制限する場合には、雇用労働部令に定めるところにより、当該使用者に通知しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 10. 9] [施行:2014. 7. 29] 第 20 条

(外国人勤労者関連事業)

第 21 条 雇用労働部長官は、外国人勤労者の円滑な国内就業活動及び効率的な雇用管理のために、次の各号の事業を行う。 (改正 2010. 6. 4)

1. 外国人勤労者の出入国支援事業
2. 外国人勤労者及びその使用者に対する教育事業
3. 送出国家の公共機関及び外国人勤労者関連民間団体との協力事業
4. 外国人勤労者及びその使用者に対する相談等の便宜提供事業
5. 外国人勤労者雇用制度などに関する広報事業
6. その他の外国人勤労者の雇用管理に関する事業として大統領令で定める事業

[条文改正 2009. 10. 9]

第 4 章 外国人勤労者の保護

(差別禁止)

第 22 条 使用者は、外国人勤労者であるという理由により不当に差別した処遇をしてはならない。

[条文改正 2009. 10. 9]

(保証保険などの加入)

第 23 条

- (1) 事業の規模及び産業別特性等を考慮して大統領令で定める事業又は事業場の使用者は、賃金未払いに備えてその雇用する外国人勤労者のための保証保険に加入しなければならない。
- (2) 産業別特性等を考慮して大統領令で定める事業又は事業場で就業する外国人勤労者は、疾病、死亡等に備えた障害保険に加入しなければならない。
- (3) 前 2 項による保証保険及び障害保険の加入方法、内容、管理及び支給等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2009. 10. 9]

(外国人勤労者関連団体等に対する支援)

第 24 条

- (1) 国は、外国人勤労者に対する相談及び教育その他の大統領令で定める事業を行う機関又は団体に対して、事業に必要な費用の一部を予算の範囲で支援することができる。
- (2) 前項による支援の要件、基準及び手続き等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2009. 10. 9]

(外国人勤労者権益保護協議会)

第 24 条の 2

- (1) 外国人勤労者の権益保護に関する事項を協議するため、職業安定機関の管轄区域の労働者団体及び使用者団体等が参加する外国人勤労者権益保護協議会を置くことができる。
- (2) 外国人勤労者権益保護協議会の構成、運営等に必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

[本条新設 2009. 10. 9]

(事業又は事業場変更の許容)

第 25 条

- (1) 外国人勤労者（第 12 条第 1 項に基づく外国人勤労者を除く。）は、次の各号のいずれか一つに該当する理由が発生した場合には、雇用労働部令に定めるところにより、職業安定期機関の長に他の事業又は事業場への変更を申請することができる。（改正 2010. 6. 4、2012. 2. 1）
 1. 使用者が正当な理由により勤労契約期間中に勤労契約を解約しようとし、又は勤労契約が満了した後更新をしない場合
 2. 休業、廃業、第 19 条第 1 項に基づく雇用許可の取り消し、第 20 条第 1 項に基づく雇用の制限、使用者の勤労条件違反又は不当な処遇等外国人勤労者の責によらない理由であって、社会通念上その事業又は事業場で勤労を継続することができないと認めて雇用労働部長官が告示した場合
 3. その他の大統領令で定める理由が発生した場合
- (2) 使用者が前項により事業又は事業場変更の申請をした後再び就業しようとする外国人勤労者を雇用する場合には、その手続き及び方法に関しては第 6 条、第 8 条及び第 9 条を準用する。
- (3) 第 1 項により他の事業又は事業場への変更を申請した日から 3 カ月以内に「出入国管理法」第 21 条による勤め先変更許可を受けることができず、又は使用者との勤労契約が終了した日から 1 カ月以内に他の事業又は事業場への変更を申請しない外国人勤労者は、出国しなければならない。ただし、業務上災害、疾病、妊娠、出産等の理由で勤め先変更許可を受けることができず、又は勤め先変更申請をできない場合には、その理由がなくなった日から各々その期間を計算する。
- (4) 第 1 項による外国人勤労者の事業又は事業場の変更は、第 18 条による期間中であっては原則として 3 回を、第 18 条の 2 第 1 項により延長された期間中であっては 2 回をそれぞれ超えることはできない。ただし、第 1 項第 2 号の理由により事業又は事業場を変更した場合は、含めない。

(改正 2014. 1. 28)

[条文改正 2009. 10. 9] [施行:2014. 7. 29] 第 25 条

第5章 補則（改正 2009. 10. 9）

（報告及び調査等）

第26条

- （1）雇用労働部長官は、必要であると認めるときは、使用者、外国人勤労者又は第24条第1項により支援を受ける外国人勤労者関連団体に対して報告をさせ、関係書類の提出その他の必要な命令をすることができ、また、所属の公務員に、関係者に対する質問をさせ、関係する帳簿、書類等の調査又は検査をさせることができる。（改正 2010. 6. 4）
- （2）前項により調査又は検査をする公務員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

[条文改正 2009. 10. 9]

（関係機関の協力）

第26条の2

- （1）雇用労働部長官は、中央行政機関・地方自治体・公共機関等関係機関の長に対して、この法律の施行のために次の各号の資料の提出を要請することができる。
1. 業種別・地域別人材需給資料
 2. 外国人勤労者対象支援事業資料
- （2）前項により資料の提出を要請された機関は、正当な理由がなければ要請に従わなければならない。

[本条新設 2014. 1. 28]

（手数料の徴収等）

第27条

- （1）第9条第2項により使用者と外国人勤労者の勤労契約締結（第12条第1項各号以外の部分（柱書き）後段、第18条の4第3項及び第25条第2項による勤労契約締結に準用する場合を含む。以下この条において同じ。）を代行する者は、雇用労働部令で定めるところにより、使用者から手数料及び必要な費用を受けることができる。（改正 2010. 6. 4、2012. 2. 1）
- （2）雇用労働部長官は、第21条により外国人勤労者関連事業をするために必要であると認めるときは、雇用労働部令で定めるところにより、使用者から手数料及び必要な費用を受けることができる。（改正 2010. 6. 4）
- （3）第27条の2第1項により外国人勤労者の雇用に関する業務を代行する者は、雇用労働部令で定めるところにより、使用者から手数料及び必要な費用を受けることができる。（改正 2010. 6. 4）
- （4）次の各号いずれかに該当する者以外の者は、勤労契約締結の代行、外国人勤労者雇用に関す

る業務の代行又は外国人勤労者関連事業を行うことの代価として一切の金品を受けてはならない。(改正 2010. 6. 4)

1. 第 9 条第 2 項により使用者と外国人勤労者の勤労契約締結を代行する者
2. 次条第 1 項により外国人勤労者の雇用に関する業務を代行する者
3. 第 21 条による雇用労働部長官の権限を第 28 条に基づき委任又は委託を受けて行う者

[条文改正 2009. 10. 9]

(各種申請等の代行)

第 27 条の 2

(1) 使用者又は外国人勤労者は、次の各号に掲げる申請及び書類の受領等外国人勤労者の雇用に関する業務を雇用労働部長官が指定する者（以下「代行機関」という。）に代行させることができる。(改正 2010. 6. 4、2012. 2. 1)

1. 第 6 条第 1 項による内国人求人申請（第 25 条第 2 項において準用する場合を含む）
2. 第 18 条の 2 による使用者の再雇用許可申請
3. 第 18 条の 4 第 1 項による再入国後の雇用許可申請
4. 第 25 条第 1 項による事業又は事業場変更申請
5. その他の雇用労働部令で定める外国人勤労者雇用等に関する業務

(2) 前項による代行機関の指定要件、業務範囲、指定手続き及び代行に必要な事項は、雇用労働部令で定める。(改正 2010. 6. 4)

[本条新設 2009. 10. 9]

(代行機関の指定取消等)

第 27 条の 3

(1) 雇用労働部長官、は代行機関が次の各号いずれか一つに該当する場合には、雇用労働部令に定めるところにより、指定の取消、6 カ月以内の業務停止又は是正命令をすることができる。(改正 2010. 6. 4)

1. 偽りその他の不正な方法により指定を受けた場合
2. 指定要件を満たさなくなった場合
3. 指定を受けた業務範囲を逸脱して業務を遂行した場合
4. その他の善良な管理者の注意をつくさず、又は業務処理手続に違背した場合

(2) 雇用労働部長官は、前項により代行機関の指定を取り消す場合には、聴聞を実施しなければならない。(改正 2010. 6. 4)

[本条新設 2009. 10. 9]

(権限の委任・委託)

第 28 条 雇用労働部長官は、この法律に基づく権限の一部を、大統領令で定めるところにより、地方雇用労働官署の長に委任し、又は韓国産業人材公団若しくは大統領令で定める者に委託することができる。ただし、第 21 条第 1 号の事業は韓国産業人材公団に委託する。

(改正 2010. 6. 4、2014. 1. 28)

[条文改正 2009. 10. 9]

第 6 章 罰則 (改正 2009. 10. 9)

(罰則)

第 29 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは禁錮又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 8 条第 6 項に違反して、外国人勤労者の選抜、斡旋その他採用に介入した者
2. 第 16 条に違反して、帰国に必要な措置をしない使用者
3. 第 19 条第 2 項に違反して、勤労契約を終了しない使用者
4. 第 25 条による外国人勤労者の事業又は事業場の変更を妨げた者
5. 第 27 条第 4 項に違反して、金品を受けた者

[条文改正 2009. 10. 9]

(罰則)

第 30 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、500 万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 13 条第 1 項に違反して、出国満期保険等に参加しない使用者
2. 第 23 条による保証保険又は障害保険に参加しない者

[条文改正 2009. 10. 9]

(両罰規定)

第 31 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、第 29 条又は第 30 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意及び監督を怠らなかつた場合は、この限りでない。

[条文改正 2009. 10. 9]

(過怠金)

第 32 条

(1) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、500 万ウォン以下の過怠金を課する。

1. 第 9 条第 1 項に違反して、勤労契約を締結するときに標準勤労契約書を使用しない者

2. 第 11 条第 2 項に違反して、外国人勤労者に就業教育を受けさせない使用者
 3. 第 12 条第 3 項により特例雇用可能確認を受けることなく、同条第 1 項の査証の発給を受けた外国人勤労者を雇用した使用者
 4. 第 12 条第 4 項に違反して、外国人求職者名簿に登録された人の中から採用しない使用者又は外国人勤労者が勤労を始めた後職業安定機関の長に届出をせず、若しくは偽りの届出をした使用者
 5. 第 13 条第 1 項後段に違反して、出国満期保険等の毎月の保険料又は信託金を 3 回以上延滞した使用者
 6. 第 15 条第 1 項に違反して、保険又は信託に加入しない外国人勤労者
 7. 第 17 条第 1 項に違反して、届出をせず、又は偽りの届出をした使用者
 8. 第 20 条第 1 項により外国人勤労者の雇用が制限された使用者であって、第 12 条第 1 項の査証の発給を受けた外国人勤労者を雇用した使用者
 9. 第 26 条第 1 項に基づく命令に従わず、報告をせず、若しくは偽りの報告をした者、関連書類を提出せず、若しくは偽りの提出をした者、又は同項による質問、調査若しくは検査を拒否し、妨げ、若しくは忌避した者
 10. 第 27 条第 1 項から第 3 項までに基づく手数料及び必要な費用以外の金品を受けた者
- (2) 前項に基づく過怠金は、大統領令に定めるところにより、雇用労働部長官が賦課し、及び徴収する。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 10. 9]

付則（原始付則）（法律第 6967 号、2003. 8. 16）

（施行）

第 1 条 この法律は、公布後 1 年が経過した日から施行する。ただし、第 4 条、第 5 条、第 7 条第 1 項及び次条の規定は公布した日から、第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定は公布後 2 年が経過した日から、それぞれ施行する。

（不法滞在外国人勤労者に対する特例）

第 2 条

(1) 出入国管理法第 17 条第 1 項又は同法第 18 条第 1 項の規定に違反して国内に滞在中の外国人であって次の各号の要件に該当する者は、総在留期間が 5 年を超えない範囲以内で最長 2 年間その事業又は事業場での就業活動を許容することとし、法務部長官は、出入国管理法第 18 条第 1 項による就業活動ができる在留資格を付与しなければならない。

1. 2003 年 3 月 31 日を基準として国内在留期間が 3 年未満の者
2. 労働部長官が定める業種で就業し、職業安定機関で就業確認書の発給を受けた者

3. 法務部長官が定める手続きにより国内在留を申告した者
- (2) 出入国管理法第 17 条第 1 項又は同法第 18 条第 1 項の規定に違反して国内に滞在中の外国人であって次の各号の要件に該当する者が法務部長官の定める期限内に自主出国する場合には、同法第 94 条第 5 号及び同法第 102 条の規定を適用せず、再入国して出国前の在留期間と合わせて 5 年を超えない範囲以内で出国前に就業していた事業又は事業場での就業活動を許容することとし、法務部長官は出入国管理法第 18 条第 1 項による就業活動ができる在留資格を付与しなければならない。
1. 2003 年 3 月 31 日を基準として国内在留期間が 3 年以上 4 年未満の者
 2. 労働部長官が定める業種で就業し、職業安定機関で就業確認書の発給を受けた者
 3. 法務部長官が定める手続きにより国内在留を申告した者
- (3) 前 2 項の規定により国内で就業した者に対しは、第 6 条、第 13 条、第 15 条、第 18 条第 1 項及び第 23 条の規定を適用しない。
- (4) 出入国管理法第 17 条第 1 項又は同法第 18 条第 1 項の規定に違反し、本条第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者は、法務部長官が定める期間内に自主出国しなければならない。この場合、自主出国した者に対しは出入国管理法第 94 条第 5 号及び同法第 102 条の規定を適用しない。

(他の法律の改正)

第 3 条 韓国産業人財公団法中次のとおり改正する。

第 6 条に第 10 号の 2 を次のとおり新設する。

10 の 2. 外国人勤労者の雇用等に関する法律第 28 条の規定により公団に委託された事業

付則 (法律第 12371 号、2014. 1. 28)

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。ただし、第 29 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(保険金等の支給時期に関する適用例)

第 2 条 第 13 条第 3 項の改正規定は、この法律の施行後保険金等の支給を申し込む場合から適用する。

(保険金等の消滅時効に関する適用例)

第3条 第13条第4項前段の改正規定（第15条第3項の改正規定により準用される場合を含む。）による保険金等の消滅時効は、この法律の施行前に積み立てられ、この法律の施行前日まで消滅時効が完成していない保険金等についても適用する。

（消滅時効完成保険金等の移転に関する適用例）

第4条 第13条第4項後段の改正規定（第15条第3項の改正規定により準用される場合を含む。）による消滅時効完成保険金等の移転に関しては、この法律の施行前に積み立てられ、この法律の施行後消滅時効が完成する保険金等についても適用する。

付則 〈法律第13908号、2016.1.27.〉

（施行日）

第1条 この法律は、公布後6カ月が経過した日から施行する。

（申告に関する適用例）

第2条 第17条の改正規定は、この法律施行後最初に申告をする場合から適用する。

付則 〈法律第14839号、2017.7.26.〉（政府組織法）

（施行日）

第1条①この法律は、公布の日から施行する。ただし、付則第5条により改正される法律のうちこの法律の施行前に公布されたものの施行日が到来しない法律を改正した部分は、それぞれ当該法律の施行日から施行する。

第2条から第4条まで 省略

（他の法律の改正）

第5条(1)から<199>まで省略

<200>外国人勤労者の雇用等に関する法律の一部を次のとおり改正する。

第4条第4項中「企画財政部・外交部・法務部・産業通商資源部・雇用労働部の次官、中小企業庁長」を「企画財政部・外交部・法務部・産業通商資源部・雇用労働部・中小ベンチャー企業部の次官」と改める。

<201>から<382>まで省略

第 6 条 省略